

休眠預金等活用法に係る規定 新旧対比表

改定後（新）	改定前（旧）
<p><b>5. 規定の変更</b></p> <p><u>（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><b>5. 規定の改定</b></p> <p><u>この規定を改定する場合は、改定内容を記載した店頭ポスター等で告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日から適用するものとします。</u></p>